

## 議会議案第17号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月21日提出

提出者	鎌倉市議会議員	池田	実
賛成者	同	上	納所輝次
同	同	上	飯野眞毅
同	同	上	石川敦子
同	同	上	高野洋一
同	同	上	安川健人
同	同	上	山田直人
同	同	上	前川綾子
同	同	上	吉岡和江
同	同	上	石川寿美

(提案理由)

地方自治法の改正等に伴い、引用条項の整備を行うとともに、常任委員会に関する規定について、必要な整備を行うものである。

## 鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第111条」を「第109条第9項」に改め、「基き」を「基づき」に改める。

第2条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第5条第1項を次のように改める。

常任委員会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 総務常任委員会 7人
- (2) 教育こどもみらい常任委員会 6人
- (3) 観光厚生常任委員会 6人
- (4) 建設常任委員会 7人

第22条（見出しを含む。）中「連合委員会」を「連合審査会」に改める。

### 付 則

この条例中第1条の改正規定（「第111条」を「第109条第9項」に改める部分に限る。）及び第2条の改正規定は平成25年3月1日から、第5条の改正規定は公布の日以後最初に行われる一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。